

立川第五中学校の建替えについて

1 立川第五中学校の敷地条件

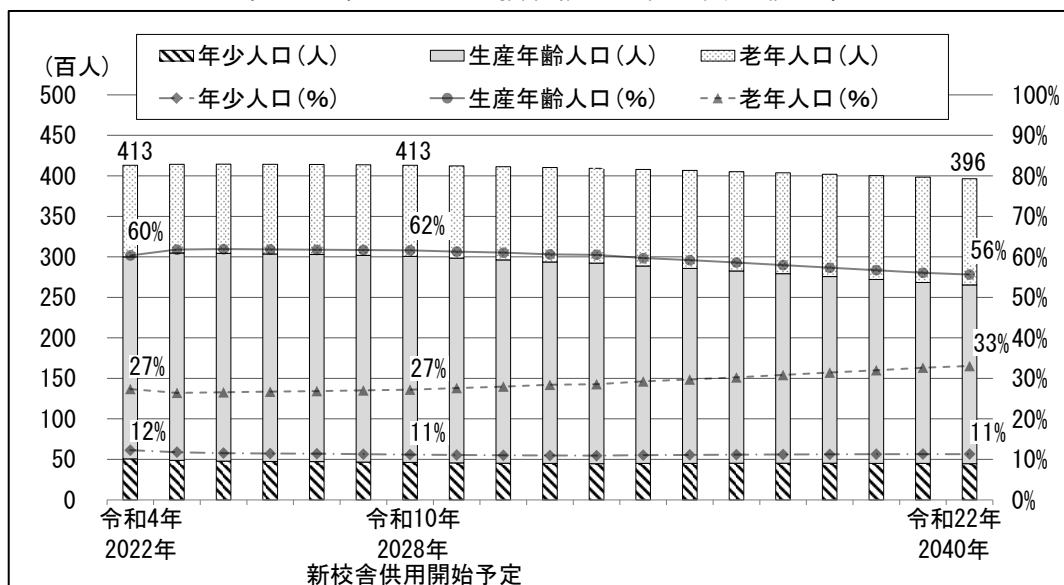
所在地	立川市上砂町3丁目27番地の1
敷地面積	約19,007㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域
容積率/建ぺい率	80% / 40%
防火地域	指定なし 建築基準法第22条指定区域
高さ制限	12m 第1種高度地区
接道条件	東側道路(市道 北150 建築基準法第42条第2項道路) 西側通路(河川通路 建築基準法上の道路ではない) 南側道路(学校周囲道 建築基準法上の道路ではない) 北側道路(学校周囲道 建築基準法上の道路ではない)
日影規制	測定面1.5m 5mライン/3時間 10mライン/2時間
その他	○立川市景観条例 ○立川市宅地開発等まちづくり指導要綱 雨水貯留施設の設置 公道の拡幅(市道:東側道路が該当) 緑化地の設置 消防水利の設置 ごみ等集積所の設置 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ○東京都建築安全条例 ○東京における自然の保護と回復に関する条例 ○浸水想定区域(0.5m未満、立川市水害ハザードマップによる)

2 立川第五中学校圏域の人口・生徒数及び学級数の推計

(1) 人口の推計

立川第五中学校の学区が含まれる砂川町、上砂町及び一番町の人口推計では、令和4年以降の総人口及び年少人口は減少傾向となる見込みです。

砂川町・上砂町・一番町人口推計(総人口・年齢3区分別構成比)



※年齢3区分別構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

出典：立川市「第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査」

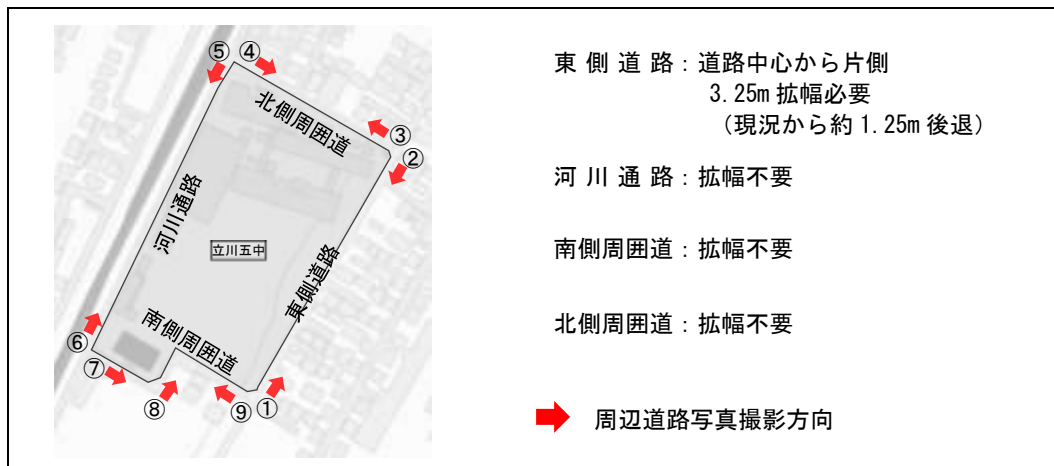
(2) 生徒数及び学級数の推計

下表は、立川第五中学校の生徒数及び学級数の推計について、令和4年5月2日時点の住民基本台帳を基に試算した結果です。令和4年度以降の生徒数は横ばいの傾向となり、令和10年度の学級数は18となる見込みです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
生徒数	605	610	610	623	619	637	613
学級数	18	17	17	19	18	19	18

※令和5年度以降の学級数の推計は、1年生は35人学級、2年生と3年生は40人学級で試算しました。

3 敷地周辺の道路の状況



①東側道路



②東側道路



③北側周囲道



④北側周囲道



⑤河川通路



⑥河川通路



⑦南側周囲道



⑧南側周囲道



⑨南側周囲道

4 建物の概要

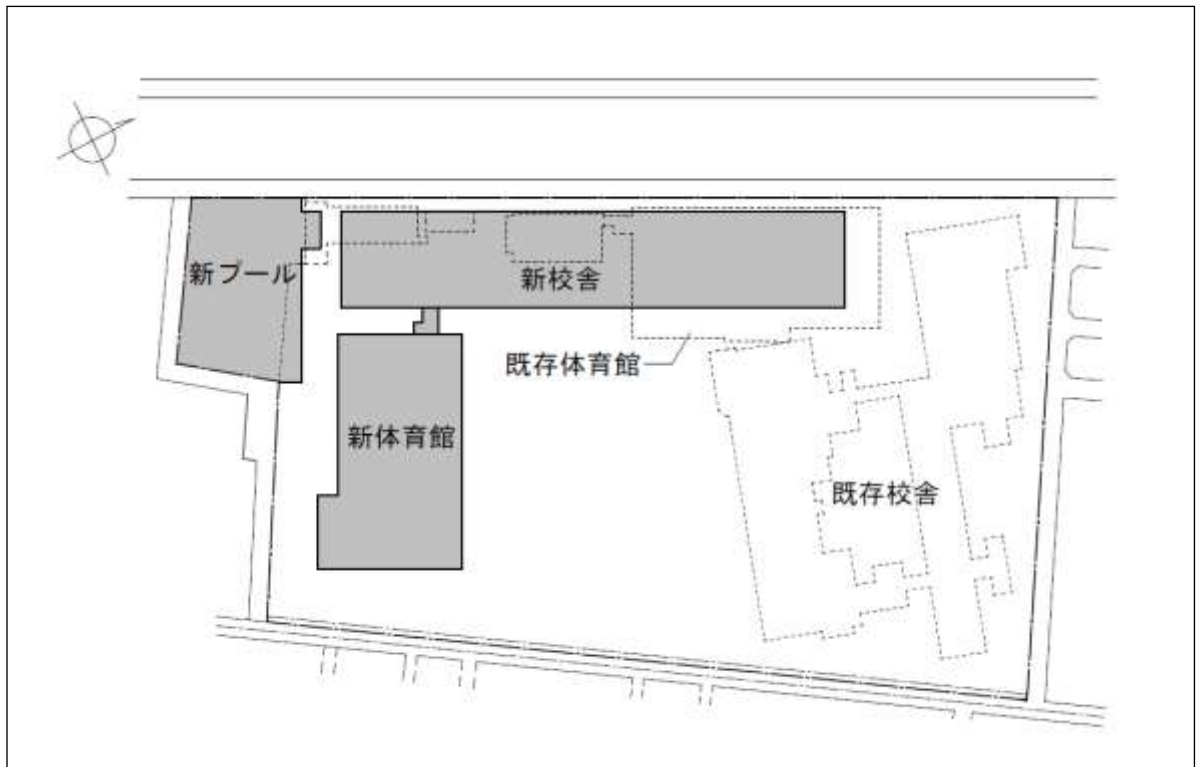
(1) 建築計画

区分	内容
階数	地上3階建て
延床面積	約9,200㎡

(2) 機能及び諸室

区分	内容
中学校	
普通教室	普通教室、少人数教室、多目的教室
特別教室	理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室
図書室	図書室
特別支援学級教室 (10組)	小教室、教員準備室、教材室、集団指導室
特別支援教室 (プラス)	小教室、教員準備室
管理諸室	職員室、校長室、事務室、保健室、用務員室、 倉庫・教材室、教育相談室、会議室、教職員用更衣室
生徒活動等諸室	生徒会室、放送室、生徒用更衣室、進路指導室
保護者・地域連携諸室	保護者活動室 (PTA室)、コミュニティルーム
給食施設	配膳室
体育施設	体育館、格技室、屋外体育倉庫、プール、屋外運動場、 テニスコート
共有空間	昇降口、廊下・階段、トイレ、手洗い場
防災施設	防災備蓄倉庫、防災トイレ

5 建物の配置



- 新校舎棟は敷地の西側、新体育館は敷地の南側に配置します。
- プールは解体後、同じ位置に整備します。
- コスト縮減、整備期間中の校庭確保及び引っ越し回数の削減による学校運営への負担軽減等の観点から仮設校舎は原則として設置しません。
- 体育館は授業や行事等で常に使用する重要な施設のため、整備期間中も既存体育館又は新体育館が使用できるように建替え手順を検討します。
- グラウンドは体育の授業や部活動で常に使用する重要な施設のため、整備期間中も部分的に使用できるように建替え手順を検討します。
- 建物の配置は現状と建替え後で異なるため、砂ぼこりなど近隣への影響を最小限にするよう検討します。
- グラウンドの日影対策を検討します。

6 今後の検討事項

- 平面図
- 建替え手順
- 省エネルギー・再生可能エネルギー等の導入
- 概算事業費
- 事業スケジュール
- 事業手法の総合評価